

EC諸国の社会保障費

(E C)

各国の社会保障費の統計については、ILOが調査・発行している“*The cost of social security*”（邦訳「世界各国における社会保障の費用」社会保障研究所編・発行）が広く知られ、活用されており、1972年刊行のものが現時点では最も新しいが、残念ながら、これには1966年分までしか載っていないため1967年以後のデータを知ることができない。

ILOが世界中の加盟国を対象としているのに比べ、範囲は狭いが、ECも加盟国の同じような統計を集め、これを毎年刊行している“*Exposé sur l'évolution de la situation sociale dans la Communauté*”の統計要覧で社会勘定として載せている。ここで1973年版から、おもな国々について社会勘定を紹介してみよう。断わっておくが、ここで言う社会勘定とは、大体、社会保障と同義だが、事業主の任意給付が含まれている点が、ILO社会保障費とは異なる。なお、政治的事件犠牲者に対する給付、自然災害犠牲者に対する給付などは含まれている。

試みに、1966年当時のEC加盟国（連合王国とオランダは未加入）について、ILO社会保障費とEC社会勘定を支出総額の対国民総生産比によって比較してみると、

ベルギーは	EC統計16.5%	ILO統計16.4%
西ドイツは	19.0%	17.1%
フランスは	18.2%	15.6%
イタリアは	18.1%	15.6%
オランダは	18.2%	16.6%

となっており、ベルギーはほぼ一致するが、他の国は1.6～2.6パーセント・ポイントEC統計の方が大きい。

また参考までに、日本の社会保障費（ILOの定義による）の対国民総生産比・対国民所得比をあげる。

社会保障費	1972年	(%)
対GNP比		6.0
社会保障給付費		
対GNP比		5.1
対NI比		6.4

（厚生省大臣官房企画室の推計による）

表1. 支出総額の対国民総生産比・対国民所得比

(%)

	年	ベルギー	西ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	連合王国	デンマーク
支出総額の対国民総生産比	1970	18.0	20.3	18.3	18.7	20.4	16.2	19.3
	1971	18.4	21.2	18.5	20.1	21.6	16.6	21.1
	1972	19.2	22.1	18.7	22.4	22.7	17.1	20.8
支出総額の対国民所得比	1970	22.9	26.4	23.9	23.1	25.0	21.2	25.3
	1971	23.3	27.6	24.1	24.7	26.6	21.6	27.7
	1972	24.1	28.9	24.4	27.3	28.0	22.1	27.4

表 2. 給付費の対国民所得比 1972 年

(%)

	ベルギー	西ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	連合王国	デンマーク
疾病	5.3	7.7	6.3	6.3	7.3	5.6	7.4
老齢, 死亡, 遺族	8.4	11.2	9.1	8.6	10.3	10.2	9.5
廃疾	1.0	1.3	0.3	3.1	2.5	0.7	2.7
労災, 職業病	1.2	1.3	1.0	0.9	—	0.3	0.4
失業	1.2	0.3	0.3	0.4	1.1	1.1	0.9
家族	3.9	2.4	4.6	2.6	3.5	2.0	4.4
その他 1)	1.8	2.9	1.4	1.9	2.4	1.4	1.3
計	22.8	27.1	23.0	23.8	27.1	21.3	26.6

1) 身体障害, 政治的事件, 自然災害に対する給付など。

表 3. 収入総額の項目別構成比 1972 年

(%)

	ベルギー	西ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	連合王国	デンマーク
事業主拠出	46	50	62	54	43	34	10
被保険者拠出	20	24	20	15	36	18	6
政府負担	30	23	16	24	13	40	81
利子収入	4	2	1	3	8	8	3
その他	0	1	1	4	0	0	—
計	100	100	100	100	100	100	100

(唐木英雄 社会保障研究所)

新 拠 出 制 年 金 制 度

(ニュージーランド)

ニュージーランドが社会保障法を制定したのは1938年のことである。同名の法律は1935年にアメリカが制定していたのでその点では決して新しくなかった。しかし法律の中身にまで立ち入って検討すると、その名前に値する体系と内容を持つ社会保障法の最初のもはニュージーランドのそれであるといえる。

1938年法は現金給付部門と保健サービス部門の二つからなっていた。このうち